

朝霞市選挙管理委員会定例会議事録

令和2年3月2日

選挙管理委員会事務局

別記様式（第4条関係）

会 議 録

| | | |
|--------------------|--|---|
| 会 議 の 名 称 | 朝霞市選挙管理委員会定例会 | |
| 開 催 日 時 | 令和2年3月2日（月） 午前10時00分から 午前10時10分まで | |
| 開 催 場 所 | 市役所別館4階 選挙管理委員会室 | |
| 出 席 者 | 別紙のとおり | |
| 会 議 内 容 | 別紙のとおり | |
| 会 議 資 料 | 別紙のとおり | |
| 会 議 録 の 作 成 方 針 | <input checked="" type="checkbox"/> 電磁的記録から文書に書き起こした全文記録 | |
| | <input type="checkbox"/> 電磁的記録から文書に書き起こした要点記録 | |
| | <input type="checkbox"/> 要点記録 | |
| | <input type="checkbox"/> 電磁的記録での保管（保存年限 年） | |
| | 電磁的記録から文書に書き起こした場合の当該電磁的記録の保存期間 | <input checked="" type="checkbox"/> 会議録の確認後消去 <input type="checkbox"/> 会議録の確認後 か月 |
| | 会議録の確認方法 委員全員による確認 | |
| そ の 他 の 必 要 事 項 | 傍聴者 0人 | |

朝霞市選挙管理委員会定例会

令和2年3月2日（月）
午前10時00分から
午前10時10分まで
市役所別館4階 選挙管理委員会室

- 1 開会
- 2 委員長あいさつ
- 3 会議録署名委員の指名
- 4 議題

投票区の一部見直し関係

議案第5号 朝霞市の投票区の区域の変更について

定時登録関係

議案第6号 選挙人名簿に登録する者を定めることについて

議案第7号 選挙人名簿から抹消することについて

在外選挙人関係

議案第8号 在外選挙人名簿に登録する者を定めることについて

選挙管理委員会規程関係

議案第9号 朝霞市選挙管理委員会規程の一部を改正する告示について

- 5 閉会

出席委員（4人）

| | |
|-------|-------|
| 委員長 | 細田昭司 |
| 委員長代理 | 加藤洋子 |
| 委員 | 曾根田晴美 |
| 委員 | 門傳忠二 |

| | | |
|-----|------------------|------|
| 事務局 | 選挙管理委員会事務局長 | 渡辺淳史 |
| 事務局 | 選挙管理委員会事務局主幹兼局次長 | 高田隆男 |
| 事務局 | 選挙管理委員会事務局選挙係長 | 佐藤真 |
| 事務局 | 選挙管理委員会事務局選挙係主任 | 池田巧 |
| 事務局 | 選挙管理委員会事務局選挙係主事 | 大澤識人 |

資料一覧

- ・ 選挙管理委員会定例会次第
- ・ 選挙管理委員会定例会 出席一覧表
- ・ 議案第 5 号 朝霞市の投票区の区域の変更について
- ・ 投票区新旧対照表
- ・ 議案第 6 号 選挙人名簿に登録する者を定めることについて
- ・ 議案第 7 号 選挙人名簿から抹消することについて
- ・ 令和 2 年 3 月 1 日定時登録概要について
- ・ 投票区別選挙人名簿登録者数等一覧表
- ・ 議案第 8 号 在外選挙人名簿に登録する者を定めることについて
- ・ 在外選挙人名簿登録者数一覧表
- ・ 在外選挙人名簿登録者数、在外選挙人名簿登録者数の推移、近隣市の状況
- ・ 議案第 9 号 朝霞市選挙管理委員会規程の一部を改正する告示について
- ・ 朝霞市選挙管理委員会規程
- ・ 朝霞市公印規程

審議内容（発言者、発言内容、審議経過、結論等）

◎1 開会

◎2 委員長あいさつ

○細田委員長

ただいまから、朝霞市選挙管理委員会定例会を開会いたします。

本日は、雨の中、定例会に御参集いただきまして、誠にありがとうございます。

よく見えない、よく分からない新型コロナウイルスの感染が拡大しておりますので、お互いに注意して対応してまいりたいと存じます。

それでは、議事に入らせていただきます。

◎3 会議録署名委員の指名

○細田委員長

日程第3、会議録署名委員の指名でございます。

朝霞市選挙管理委員会規程第18条によりまして、曾根田委員、よろしく願いいたします。

○曾根田委員

はい。

◎4 議題 投票区の一部見直し関係 議案第5号 朝霞市の投票区の区域の変更について

○細田委員長

日程4、議題でございます。

投票区の一部見直し関係、「議案第5号 朝霞市の投票区の区域の変更について」を議題といたします。

直ちに説明をお願いします。

高田主幹兼局次長。

○事務局・高田主幹兼局次長

では、議案5号を御覧ください。

朝霞市の投票区の区域の変更について。

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第17条第2項の規定により、朝霞市の投票区の区域を次のように変更することについて、議決を求める。

令和2年3月2日提出。朝霞市選挙管理委員会委員長。

下に区域の一覧表が載っていますが、具体的なところで申し上げます。一番最後に新旧対照表の資料を付けてございます。そちらを御覧いただきまして、第7投票区（1）幸町2丁目になります。幸町2丁目の段の一番後ろが、変更前は「18番48号～53号」までだったのが、変更後は「18番48号～58号」までと、住宅の新築に伴い住居表示が新たに付番されたことに伴いまして、このように変更するものでございます。

以上です。

○細田委員長

ありがとうございました。

何か御質疑ございますか。

（なし、の声）

質疑なければ、質疑なしと認めます。

これより、採決いたします。

議案第5号につきまして、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

（異議なし、の声）

御異議なしと認めます。

よって、議案第5号は原案のとおり承認されました。

◎4 議題 定時登録関係 議案第6号 選挙人名簿に登録する者を定めることについて
議案第7号 選挙人名簿から抹消することについて

○細田委員長

次に、定時登録関係でございます。

「議案第6号 選挙人名簿から抹消することについて」並びに「議案第7号 選挙人名簿から抹消することについて」、両件につきましては、関連がございますので一括議題とさせていただきます。

それでは、直ちに説明をお願いします。

佐藤係長。

○事務局・佐藤係長

議案第6号 選挙人名簿に登録する者を定めることについて。

公職選挙法第22条第1項の規定により選挙人名簿に登録する者を、次のとおり定めることについて議決を求める。

令和2年3月2日提出。朝霞市選挙管理委員会委員長。

男1,018人、女957人、計1,975人となっております。

1枚おめくりいただきまして、続きまして、議案第7号、選挙人名簿から抹消することについて。

次の者は、公職選挙法第28条に該当するので選挙人名簿から抹消することについて議決を求める。

令和2年3月2日提出。朝霞市選挙管理委員会委員長。

男874人、女846人、計1,720人です。

1枚おめくりいただきまして、今、御説明申し上げました、議案第6号及び議案第7号の概要について御説明申し上げます。

今回の登録につきましては、転入が令和元年9月2日から令和元年12月1日までとなっております。年齢要件につきましては、平成13年12月3日から平成14年3月2日までに生まれた方が該当されています。

続きまして、選挙人名簿からの抹消につきましては、転出等が令和元年8月1日から令和元年10月31日までとなっております。死亡された方につきましては、令和元年12月2日から令和2年3月1日までとなっております。

今回のデータ処理につきましては、令和2年2月19日までで処理をさせていただいてございます。

それから、選挙権を有する者の1/50、1/6、1/3につきましては、4のところに記載があるとおりとなっております。

裏面を御覧ください。

裏面に第1投票区から第23投票区までの方を載せてございまして、今回の登録で、合計11万5,316人となっております。

以上になります。

○細田委員長

ありがとうございました。

それでは、初めに、議案第6号につきまして御質疑ございますか。

(なし、の声)

よろしいですか。

質疑なければ、質疑なしと認めます。

これより、採決いたします。

議案第6号につきまして、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

(異議なし、の声)

御異議なしと認めます。

よって、議案第6号は原案のとおり承認されました。

次に、議案第7号につきまして、何か御質疑ございますか。

(なし、の声)

よろしいですか。

質疑なければ、質疑なしと認めます。

これより、採決いたします。

議案第7号につきまして、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

(異議なし、の声)

御異議なしと認めます。

よって、議案第7号は原案のとおり承認されました。

◎4 議題 在外選挙人関係 議案第8号 在外選挙人名簿に登録する者を定めることについて

○細田委員長

次に、在外選挙人関係でございます。

「議案第8号 在外選挙人名簿に登録する者を定めることについて」を議題といたします。

説明をお願いいたします。

佐藤係長。

○事務局・佐藤係長

議案第8号、在外選挙人名簿に登録する者を定めることについて。

公職選挙法第30条の6の規定により、在外選挙人名簿に登録する者を次のとおり定めることについて議決を求める。

令和2年3月2日提出。朝霞市選挙管理委員会委員長。

男1人、女性は該当がないので、合計1人となっております。

裏面を御覧ください。今回登録される方のお名前、住所等がございます。

1枚おめくりいただきまして、一覧を付けてございまして、先月2月6日時点から、今回は登録が1人増えてございますので、合計としまして、登録者数は117人となっております。

その下の段の表につきましては、2月のもと同様になってございます。

以上になります。

○細田委員長

ありがとうございました。

説明が終わりました。何か御質疑ございますか。

(ございません、の声)

質疑なければ、質疑なしと認めます。

これより、採決いたします。

議案第8号につきまして、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

(異議なし、の声)

御異議なしと認めます。

よって、議案第8号は原案のとおり承認されました。

◎4 議題 選挙管理委員会規程関係

議案第9号 朝霞市選挙管理委員会規程の一部を改正する告示について

○細田委員長

次に、選挙管理委員会規程関係でございます。

「議案第9号 朝霞市選挙管理委員会規程の一部を改正する告示について」を議題といたします。

直ちに説明をお願いいたします。

高田主幹兼局次長。

○事務局・高田主幹兼局次長

議案第9号を御覧ください。

朝霞市選挙管理委員会規程の一部を改正する告示について。

朝霞市選挙管理委員会規程の一部を改正する告示について次のとおり議決を求める。

令和2年3月2日提出。朝霞市選挙管理委員会委員長。

朝霞市選挙管理委員会規程の一部を改正する告示。

朝霞市選挙管理委員会規程（昭和39年朝霞市選挙管理委員会告示第4号）の一部を次のように改正する。

第28条の次に次の1条を加える。

「(公印の取扱い等) 第29条 この告示に定めるもののほか、公印の取扱いその他公印に関し必要な事項については、朝霞市公印規程（昭和42年朝霞市規程第1号）の例による。

附則 この告示は、公布の日から施行する。」

ということで、公印の取扱い等につきまして、市長部局に準じたものとするため、この規定を設けるものでございます。

以上です。

○細田委員長

ありがとうございました。

何か御質疑ございますか。

よろしいですか。

質疑なければ、質疑なしと認めます。

これより、採決いたします。

議案第9号につきまして、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

(異議なし、の声)

御異議なしと認めます。

よって、議案第9号は原案のとおり承認されました。

◎5 閉会

○細田委員長

この際でございますが、委員の方から何かございますでしょうか。選挙関係に関して。

いいですか、何かありますか。

(特にございません、の声)

○細田委員長

事務局から何かございますか。

○事務局・高田主幹兼局次長

特にはございません。

○細田委員長

いいですか。ほかになければ、以上をもちまして、朝霞市選挙管理委員会定例会を閉会いたします。

委員長

委員